

整理番号	23 - 12	事務事業名	(機能訓練事業) 訪問訓練指導事業		作成部署	保健福祉部健康管理課	電話	内線808
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	上村 弘志	課長職名	細川 和夫	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	S62	根拠法令等	老人保健法					
〃 終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	昭和57年老人保健法が施行になり、市町村による機能訓練事業が位置付けられた。これを受け在宅者へのリハビリ事業を開始した。昭和61年に機能訓練教室開始、翌年自宅に出向いて個別指導を行う本事業を開始した。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第1章)
	節	健康と医療	(第1節)
	施策	保健予防の推進	(第2施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	病気などで身体に障がいのある在宅の方(言語指導以外は介護保険対象外の方・非該当自立の方)	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	障がいのために生活上不便を感じている動作などについて、個々に具体的にアドバイスすることにより、ADL(日常生活動作)機能の向上を図る。	
手段(ここから活動指標を導きます)	16年度まで	理学・作業・言語の各分野について、社会福祉法人(北海長正会 北広島リハビリセンター)に指導委託。 H4年度、市に作業療法士が配置になり、法人職員と市職員の2本立てで実施。	
	17年度	同上	

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金	3		16	16
	道支出金	3		16	16
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	4		18	18
	合計	10	0	50	50
人件費(概算)	人数(年間)	0.07	0.08	0.07	0.07
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	630	720	630	630
総事業費 +		640	720	680	680

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	訪問実人数	4人	3人	5人	5人
	訪問延人数	17人	22人	25人	25人
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	(代替指標)				
	訪問実人数	4人	3人	5人	5人
	訪問延人数	17人	22人	25人	25人
	機能の維持・向上を指標とすべきだが、単年度ではできないため、訪問数を成果指標とする。				
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	一人当たり経費	37,647円	32,728円	27,200円	27,200円
	(総事業費 / 訪問延人数)				

**3 評価(チェック)と改善(アクション)**

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	H12年度の介護保険制度の施行により、対象者がかわった。他市町村も独自の方法で同様事業を実施している。
---------------------------------	---

**【妥当性の評価と改善の方法等】**

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	老人保健法により、市町村の取り組み事業となっており、適切。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	現状では妥当だが、介護保険法や障害者関連法の動向により、事業の見直しが必要となる。	介護保険法や障害者関連法の改正にあわせ、制度上の整合性が取れるよう再検討する。
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。他の手段や委託化などの可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	対象者の生活の場に向いて対応する現在の方法は大変有効である。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	老人保健法により、費用徴収は行わないことになっている。	

**【有効性と効率性の評価と改善の方法】**

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	訪問回数は原則1回なので、効果が見えづらい。事業発足時は脳卒中後遺症者がほとんどだったが、最近は難病の方もおり、進行性の病気のため複数回訪問を行わないと有効でない場合がある。	他の訓練、訪問事業と組み合わせ継続支援を可能とする。必要時、複数回訪問を実施。
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	手法は効率的である。コストがやや高いが個別訪問なので妥当となる。委託がコスト的に有効か、再検討の必要がある。	委託を行わず、市の職員(作業療法士)のみで実施できないか、検討する。

**【事務事業担当部局内優先度】**

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A      B      C

**4 総合判定と今後の方向性**

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法等を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	疾病の実情に合わせ、一部複数回訪問を実施している。今後は正式に、複数回訪問も可能な事業とする。なお、介護保険や支援費制度など、他制度との関連が深く、予定されている関連制度の改正にあわせて事業内容の見直しを検討するが、年齢、疾病、障がいの重さなどでこれらの制度から外れる方を対象にして、事業を継続する。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり